

長野県環境審議会議事録

日 時 平成29年5月24日（水）

午後2時～午後3時

場 所 長野県庁議会棟 401号会議室

司 会	<p>ただいまから、長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます、環境政策課企画幹の今井達哉でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>始めに、委員のご出欠の状況でございます。本日、都合によりまして、太田信子委員、織英子委員、北村智委員、杉本幸治委員、福江佑子委員及び新島俊哉委員の6名の委員からご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>これによりまして、本日の審議会は、委員数19名に対しまして、出席者13名で過半数の出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>本日、前回ご欠席でございました唐木一直委員にご出席いただいておりますので、一言お願いいたします。</p>
唐木委員	<p>県の町村会の立場で参加をさせていただいております、南箕輪村長の唐木でございます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、お手元にお配りしました資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>本日の会議資料は、会議次第と委員出欠名簿の他に、事前に送付してあります資料1でございますので、ご確認をお願いします。</p> <p>なお、前回の審議会におきまして、専門委員会の委員の名簿の提供のご要望がございました。過日、その時点での状況をメールでお送りいたしました。その後、「平成29年度特定鳥獣保護管理検討委員会」及び「平成29年度特定鳥獣保護管理検討委員会イノシシ専門部会」の委員が決まりましたので、本日、お手元に名簿を配布しております。</p> <p>残りの「第7期諏訪湖水質保全計画専門委員会」の委員につきましても、6月上旬に委員が決定する予定でございますので、決</p>

平林議長	<p>まり次第、改めてご送付申し上げます。 それでは、これから審議に移ります。 本日の議題でございますが、審議事項といたしまして、「平成 29 年度鳥獣保護区等の指定について」の諮問 1 件です。 議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第 1 項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長に議事の進行をお願いします。どうぞよろしくをお願いします。</p> <p>みなさん、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 本日の議事録署名委員は、大和田順子委員と加々美貴代委員をお願いしたいと思います。 それでは、ただいまから審議に入ります。 始めに、長野県知事から本審議会に対し諮問がございます。</p>
関環境部長	<p>長野県知事から長野県環境審議会に対しまして、これから申し上げます 1 件について諮問いたします。 「平成 29 年度鳥獣保護区等の指定について」 以上です。よろしくご審議をいただき、ご意見をいただきますようお願いいたします。</p>
平林議長	<p>(諮問文(項目のみ)朗読、手交 事務局が写しを配付)</p> <p>今みなさま方のところにお配りしましたものが諮問文の写しでございますので、ご確認いただきたいと思います。 それではこれより審議に入ります。 審議事項の「平成29年度鳥獣保護区等の指定について」でございます。本件は 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第 4 項及び同法第12条第 6 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、当審議会の意見を聴かれているものでございます。 それでは幹事から説明をお願いします。</p>
佐藤鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>それでは林務部鳥獣対策・ジビエ振興室から説明させていただきます。 資料 1 をお願いします。「平成 29 年度鳥獣保護区等の指定について」でございます。鳥獣保護区等の指定については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」いわゆる「鳥獣保</p>

護管理法」に基づく制度で、その指定等に際しては環境審議会の意見を聴くこととされております。

2 ページ中段をご覧ください。鳥獣保護区等の解説をいれてございます。「鳥獣保護区」については、鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止するものです。いわゆる「禁猟区」といわれております。

「鳥獣保護区特別保護地区」については、鳥獣保護区の区域内の特に重要なエリアに指定するもので、狩猟の制限のみでなく、一定の開発行為も規制されます。

「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」については、特定の狩猟鳥獣の狩猟を禁止して保護繁殖を図るものですが、本県においては「シカ、イノシシ以外」を禁止することにより、鳥獣保護区の機能を維持したまま「シカ、イノシシの狩猟による捕獲を推進」するという趣旨で使っています。

次に、「特定猟具使用禁止区域」については、以前は銃猟禁止区域と呼ばれていたものですが、危険防止のために、猟銃などの特定の猟具による狩猟を禁止するものです。

最後に「指定猟法禁止区域」については、以前は鉛散弾規制区域と呼ばれていたものですが、鳥獣の保護のために鉛散弾の使用などの指定猟法を禁止するものです。

このうち、鳥獣保護管理法に基づき環境審議会の意見を聞くこととされているのは、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の新規指定と区域変更です。

最初のページにお戻りください。一番上の指定計画一覧です。

今回諮問させていただく案件につきましては、飯田市の万古川鳥獣保護区特別保護地区をはじめとする4件です。

3 ページをお願いします。それぞれの位置関係はご覧のとおりです。

再度、最初のページにお戻りください。

2の「万古川鳥獣保護区特別保護地区」については、本年10月31日をもって指定期間が満了することから、再指定するものです。

なお、鳥獣保護区については、指定期間終了後、引き続き継続する場合には環境審議会の意見を聞く必要はありませんが、鳥獣保護区特別保護地区については、鳥獣保護管理法におきまして、継続の規定がないことから新規の指定と同様に環境審議会の意見を聞くこととなっております。

4 ページをお願いします。「万古川鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）の概要」です。

当該特別地区は、昭和42年に鳥獣保護区が指定されたのに合わせて指定されたもので、本年の10月31日に5期目が満了となる

ため再指定するものです。

6ページをお願いします。飯田市の南東部、泰阜村と境を接する万古川の上流域 1,650ヘクタールが鳥獣保護区となっており、斜線部分の80ヘクタールが特別保護地区となります。

再度4ページをお願いします。存続期間は期間が満了となる平成29年11月1日から平成39年10月31日までの10年間で予定しております。面積につきましては80ヘクタール、そのうち水面が3ヘクタールとなっております。指定区分は鳥獣保護区と同様に「森林鳥獣生息地の保護区」となっています。

森林鳥獣生息地の保護区は、「森林に生息する鳥獣の保護を図るため指定する」ものであり、植生、地形等が鳥獣の生息に適している「天然林や林相地形が変化に富む地域、溪流や沼や沢を含む地域、餌となる動植物が豊富な地域」を指定することとなっております。当該地区はその核心部となります。

指定目的は、当該地は、中心部分に万古川をもちまして、東側が滝を有するなどの変化に富む地形となっており、植生も多様であることから、多様な鳥獣が生息しております。そのためここを特別鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護を図るものでございます。

管理方針は、地元市町村等関係機関と十分な連携をとりながら、鳥獣保護管理員の巡視などで管理運営を進めてまいります。

他法令による指定状況でございますけれども、天竜奥三河国定公園になっており、80ヘクタールすべてが特別地域となっております。

地形地質等は、標高800～1,000mにある東向きの斜面で、数々の滝がある万古川溪谷があり、歩道の整備が実施されています。標高差のある地形、良好な森林および溪流を兼ね備え、多様な鳥獣の生息及び繁殖のための好条件な環境となっております。

植物相は、アカマツの人工林とナラ類の天然広葉樹で占められております。

生息する鳥獣は、多様な地形、地質、多様な植物相を反映し、ご覧のとおり多様な種が生息しています。

諮問に先立ちまして利害関係者の意見を聴取しております。利害関係者の意見は賛成6名、条件付き賛成3名です。条件としては、有害鳥獣対策への対応、配慮を求められているところです。

最初のページにお戻りください。次に3の「姫川源流鳥獣保護区特別保護地区」についてです。こちらも本年10月31日をもって指定期間が満了することから、再指定するものです。

8ページをお願いします。「姫川源流鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）の概要」です。

当該特別地区は、昭和62年に指定された鳥獣保護区内に、平成8年に指定されたもので、本年の10月31日に期間が満了となる

ことから再指定するものです。

10 ページをご覧ください。白馬村の南部、姫川源流の親海湿原、姫川源流自然探勝園を中心とする 21 ヘクタールが鳥獣保護区となっており、斜線部分の 15 ヘクタールが特別保護地区となります。

再度 8 ページをお願いします。存続期間は、平成 29 年 11 月 1 日からの 10 年間となっております。面積は 15 ヘクタール、そのうち水面は 0 ヘクタールということになっております。

指定区分は鳥獣保護区と同様に「身近な鳥獣生息地の保護区」となっております。

身近な鳥獣生息地の保護区は、「鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する」ものとされておりまして、こちらについては自然探勝園等を抱える中で、人と野生動物が身近に観察する場として活用されていることから「身近な鳥獣生息地の保護区」として指定されております。

指定目的は、ただ今説明した部分と重なりますけれども、白馬村の最南端姫川源流域に位置し、湧水地となっており、貴重な自然を擁し、周辺の森林とともに鳥獣の生息地として重要な地域となっております。そういったことからこの地域を指定したいということでございます。

保護管理の方針としましては、定期的に巡視等を重ねますとともに、源流域湿原隣地との自然植生、鳥類の生息の環境を適切に保持していくために、巡視してまいりたいと考えております。先ほども申し上げましたとおり、自然探勝園としても使われておりますので、貴重植物の保護、多様な鳥獣の生息域の確保を行ってまいります。

次に、他法令による規制区域についてですが、ここで訂正をお願いいたします。根拠法令として「自然環境保全法」とありますが「長野県自然環境保全条例」に訂正願います。また、特別保護地区 3 ヘクタール、特別地域 12 ヘクタールとありますが、特別地区 15 ヘクタールに訂正願います。大変失礼いたしました。

次のページをご覧ください。

地形地質等は、標高 700m の姫川の源流域にあたっておりまして、起伏のあまりない地形となっております。

植物相は、スギの人工林の中にナラ類の広葉樹が点在しており、湿原周辺には湿原性の植物が生育しているところであります。

生息する鳥獣は、人里近くの身近な地域を生息の場とする種がメインとなっております。

利害関係者の意見ですが、こちらも事前に利害関係者の意見を伺っており、8 名全員が賛成となっております。

最初のページにお戻りください。

4の「黒沢山林狩猟鳥獣捕獲禁止区域」については、黒沢山林鳥獣保護区が本年10月31日をもって指定期間が満了することから、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えるために新たに指定するものです。

12ページをご覧ください。「黒沢山林狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書（案）の概要」です。

当該区域は、平成9年に黒沢山林鳥獣保護区として指定されたものですが、本年の10月31日に2期目が満了となるのを機に狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えるものです。

14ページをご覧ください。安曇野市の西南部、北アルプスの前山の黒沢山山頂直下の288ヘクタールが対象となります。面積は288ヘクタールになります。

再度12ページをご覧ください。存続期間は、平成29年11月1日から10年間となっております。

指定目的は、当該地区は黒沢山林鳥獣保護区として存続してきたところでございますが、近年、イノシシ及びニホンジカの目撃情報が多くなっていることから、これらによる農林業被害を未然に防ぐために、狩猟によりイノシシおよびニホンジカによる捕獲圧をかけることにより農林業被害の低減と被害発生抑制を図り、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護との両立を図るために指定するものでございます。

管理方針は、当該地域は、黒沢川等の水環境が豊富なこと、湧水が多いこと、あと非常に多様な鳥獣が生育しているところでございますので、イノシシ、ニホンジカの狩猟は可能とするものの、他の鳥獣は狩猟禁止とするものでございます。

地域の概況は、当該区域は安曇野市旧三郷村の西部及び黒沢山の上流に位置する標高1,200から2,000メートルの地域で、天然広葉樹林の多い林相となっております。冬季は積雪が多く、黒沢川の川、滝等の湧水に恵まれる等水環境が豊富であることや、当該地域の水源地でもあることから、多様な鳥獣の生息に適した環境を有している場所でございます。

また、近年、従前は見られなかったイノシシやニホンジカの目撃情報が増えており、今後、北アルプスでの生息数の増加につながることも懸念されているところであります。

当該区域は、多様な鳥、獣が生息している状況であります。

生息する鳥獣は、多様な地形、地質、多様な植物相を反映し、ご覧のとおり多様な種が生息しています。

こちら事前に関係者の意見をうかがっております。7名全員が賛成となっております。

最初のページにお戻りください。

最後に5の「有明狩猟鳥獣捕獲禁止区域」でございます。本年10月31日をもって指定期間が満了することから、再指定するものです。

16ページをご覧ください。「有明狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書（案）の概要」です。

当該区域は、平成19年に鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて指定されたものですが、本年の10月31日に満了となるため再指定するものです。

18ページをご覧ください。当該区域は、安曇野市の西部、北アルプスの前山の山麓994ヘクタールとなります。

再度16ページをご覧ください。存続期間は、平成29年11月1日から10年間となっております。

指定目的は、黒沢山と同様に近年、この地区ではイノシシ及びニホンジカが目撃情報が多くなり、農林業被害、生活環境被害の発生が懸念されており、これを未然に防ぐため、狩猟による捕獲圧力をかけることにより被害発生の抑制を図ることを目的とするため指定するものでございます。

管理方針は、イノシシ、ニホンジカの狩猟は可とし、他の鳥獣は狩猟禁止とすることによりまして、保護を図ることとしております。

地域の概況は、当区域は西端に富士尾山、北端には中房川があり、東山一帯は別荘地となっております。標高は600mから1,300mであり、林相はカラマツを主体とする人工林となっております。地形の起伏に富み、中房川、天満沢川、富士尾沢川といった溪流があり、多様な鳥獣の生息環境に適している地形となっております。

しかし、近年イノシシやニホンジカが目撃情報が増えるとともに、農作物被害が発生しており、また下のほうにある別荘地におきましては生活環境被害の発生も懸念されておるところです。

生息する鳥獣は、多様な地形、地質、多様な植物相を反映し、ご覧のとおり多様な種が生息しています。

こちらにも利害関係者の意見を事前に聴取しておるところですが、15名全員が賛成となっております。

2ページをお願いします。指定までのスケジュールです。

(2)に示しますとおり、本日諮問させていただいた案件については、鳥獣専門委員会を設置していただき、現地調査を実施していただいた上で、狩猟期に間に合うように答申をいただければと考えております。

	<p>別紙資料として、学識経験者、自然保護団体、利害関係者等、関係行政機関からなる鳥獣専門委員会の名簿の案を添付しております。こちらもお覧いただければと思います。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
平林議長	<p>ただいまの4件、鳥獣保護区等の指定について幹事から説明をしていただきました。全体について、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
才川委員	<p>質問というか、字の間違いではないかと思うんですけども、いま頂きました諮問のところの、2番、「黒川山林狩猟鳥獣捕獲禁止区域」とありますが、先ほどから「黒沢山林」といっているのですが、同じものをいっているのか、字のほうの間違っていているのか質問です。</p>
佐藤室長	<p>大変失礼いたしました。諮問文のほうの間違っておりますので、こちらを早急に訂正いたしたいと思います。</p>
平林議長	<p>ありがとうございました。他、いかがでしょうか。打越委員さんどうぞ。</p>
打越委員	<p>諮問の内容に異議は全くなくて、むしろ勉強のために伺いたいですけれども、2点あります。</p> <p>まず1点目は鳥獣保護特別保護地区について万古川と姫川源流の2種類ということで、姫川源流のエリアは地図を見ますと、集落の下が一番奥まったところで、多分ここは湧水池になっていて、その集落と距離が近いので、子供たちの自然教育の場として非常に適した場所であることから、ここは開発行為をしないでそっとしておいてあげたいからこそ特別保護地区として再指定をしたいというのが、地図を見て良くわかるんですけども、万古川のエリアは全体としての鳥獣保護区のエリアというのは分かるんですけども、このエリアだけがすごく特別だということがちょっと分かりづらくて、滝があってきれいな場所であるという説明だったんですけども、全体の地図を見た時にこのエリアが特別なんだというのが、どうも分かりづらくて、例えば遊歩道とか山林のハイキングをする人とかトレッキングをする人が入れるエリアだけでも、このエリアは特別な植生があったりするからとか、景観が特別だからやっぱりここには歩道とかなるべく作りたくないとかそういうところなのかが、万古川は地図を見てもここが特別ってというのが分からないので、特別保護地区としてわざわざ指定</p>

する理由を知りたいと思ったのが1点です。

もう1点目は、狩猟鳥獣捕獲禁止区域について、黒沢山林と有明の話がありましたけれども、これも2つを比較したときに、有明の地域は、民家や田畑に近い、里山が田畑や民家に迫ってきている所で、ここで確かにイノシシやシカの出撃拠点になっていると、これはもう本当に地域の農業者からも住民からも本当に困っているだろうなあという感じがしますので、指定はなるほどなという感じがするのですが、黒沢山林の方は地図を見ますと、集落からは田畑が、集落もそんなに家の建物が見えないんですけども、田畑かなあ…、ちょっと地図が見にくいんですけども、2～3km離れたところにぽこっとある。エリアのくくり方は尾根沿いにくくってあるのである程度分かるんですけども。道があるようにも思えなくて、こんな奥までイノシシやシカを猟師さんは被害防除のために、あるいは狩猟のために頻繁に入ってくれている場所なのかと。お話を聞くと、今までは鳥獣保護区だったんだけれども、鳥獣保護区としての指定は今度からはやめるということなんで、地元の人からしてみると、ここが鳥獣保護区になって、ここから出撃拠点になって迷惑しているから、あそこでイノシシ・シカをとってもいいじゃないかっていう意見が例えば多かったりして。で、結果、実際捕りに行ってくれるかどうかわからないけど、「こういう場所で罠にひっかかったら捕ってくれて構わないよ」というやりとりがあってこういう範囲になったのか。同じ種類のものが並んでいるんですけども、比較すると「ああ、なるほど」と分かりやすいものと、地図を見ても何がどう問題になっているのか分かりにくいものとかがあるので、そこを教えていただくと勉強になるなと思い、質問させていただきました。

最後に1点。これは小さなことなんですけど、事前に配布されていた、長野県環境審議会鳥獣専門委員会名簿の案というものと今日お配りいただいた鳥獣保護管理検討委員会名簿というのは、見ると肩書きにあたるような人たちは結構同様なんですけど、これは新しくなったのか、別の委員会のものなのか教えてください。

平林議長

以上、3件について説明をお願いします。

佐藤室長

万古川特別保護地区について、何が特別かということ、万古川全体が奥深い溪流でございまして、全体が国立公園になっているようなエリアです。地域としても長野県では南部の特殊な鳥類を時々みることが出来るエリアでございまして重要なんですけども、その中で、先ほどお話しましたが、他法令の指定ということで、ちょうどこのエリアが天竜奥三河国立公園の特別地域となっておりますので、それと歩調を合わせたというのが正確なところで

打越委員	<p>はないかと思っております。</p> <p>ということは植生が何とかというのではなくて、そっちの方の指定の際に、過去にいろんな調査があって、経緯があって、それにそろえようかというくらいの諮問でございますね。</p>
佐藤室長	<p>当初設定したときにそういう考えで設定したのではないかと考えております。</p> <p>次に、黒沢山林と有明の狩猟鳥獣捕獲禁止区域のエリアの考え方が違うという話でありますけれども、一番分かりやすい地図といたしますと、14 ページの黒沢山林狩猟鳥獣捕獲禁止区域の地図を見ていただくと、両方のエリアがよくわかるのではないかと思うのですが、こちら、北アルプスの山麓部分については、近年特にシカが進出を始めておりまして、全体的に林野庁も環境省もシカについては全国的に何とか対応しろということでやっていただいているところでして、県としてもそこにシカが定着しないように何とかやっていかなければいけないと取り組んでいるところでございまして、里に近いから狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定するという考えよりは、逆にこのエリア全体をシカに対してプレッシャーをかけられるエリアにしたいという意向が強いのがまず第1点でございます。</p> <p>また、地域においても近年、シカ・イノシシが出てくる中で、「奥に鳥獣保護区があるせいだ」という意見がどこの地域においても出てまいります。こちらもこのような声があったと聞いていますので、その点を配慮したうえでの指定となっております。</p> <p>最後に、名簿の違いでございます。本日お配りしました特定鳥獣保護管理検討委員会という名簿と今回資料としておつけしました鳥獣専門委員会のメンバーの違いは、特定鳥獣保護管理検討委員会は長野県の特定鳥獣保護管理計画を策定・運営するために、常設している林務部の委員会でございます。こちらにつきましては、対象とする鳥獣がカモシカ・ニホンジカ・ツキノワグマ・ニホンザル・イノシシに限られております。そちらに関係が深い方にお集まりいただいております。</p> <p>また、今回案としてつけさせていただいた鳥獣専門委員会につきましては、その4つの種に限ることなく、鳥獣全般の保護・管理、場合によっては狩猟の適正化に関わる話としてご議論をいただくこととなりますので、深くはないですが、広い見識を持った方を選ばせてもらっております。</p>
打越委員	<p>勘違いしていました。確かに特定鳥獣のほうは前回の諮問のテーマがあって、誰に諮問するかということで、この資料を用意し</p>

	<p>て下さったんですね。</p> <p>今回、事前に郵送で送られてきた専門委員会のほうが、今回の鳥獣保護区関係のことを検討してもらうために私たちがお願いする方々ということですね。</p> <p>先ほど、「鳥獣保護区があるせいで」という地域住民の方の声があるというのは、そこを聞きたかったので、黒沢山林は集落から奥まったところで、そんなにどンドン人が入ってくるころではないとはいえ、地図を見ると沢沿いに出てくるかもしれないなどという所なので、そこを鳥獣保護区から外してくれと。その分、シカとイノシシだけは捕獲するけど他の鳥獣の狩猟はするわけではないよという形で、住民の方と決着がついたのではないかと感じましたので、了解しました。</p>
平林議長	<p>ありがとうございました。他いかがでしょうか。はい、加々美委員さん、どうぞ。</p>
加々美委員	<p>9ページなんですけれども、私の勘違いでなければ、ヤマネも天然記念物だと思うので、アンダーラインが必要ではないですか。</p>
佐藤室長	<p>大変失礼いたしました。修正いたします。</p>
平林議長	<p>他いかがでしょうか。はい、中山委員さん。</p>
中山委員	<p>万古川の特別鳥獣保護区のところで、国定公園の指定区域と重なっているということなんですけれども、地種区分はどんな感じでしょうか。</p> <p>もう一点は、今日配られている特定鳥獣保護管理検討委員会の私どもの職員の名前が書いてありますが、肩書がまちがっているので修正をお願いします。</p> <p>「生物多様性保全企画幹」の「幹」は、「官」という字なので修正をお願いします。</p>
佐藤室長	<p>誤字につきましては正しく修正いたします。</p> <p>国定公園の地種区分につきましては、特別地域ということによってよろしいのでしょうか。</p>
中山委員	<p>第1種、第2種、第3種とあるんですが。</p>
佐藤室長	<p>(事務室に)戻ったら確認いたします。</p>
才川委員	<p>素人の考えで伺いたいのですが、万古川と姫川のところで特別</p>

保護地区の指定目的というのはしっかり書いてあってわかるのですが、保護管理方針のところ、万古川の方は鳥獣保護管理員の巡視等ということで、姫川のほうは定期的に巡視を実施することによりということで、どちらも10年間の指定があって、私たちも1つの方針を立てて、次の方針を立てる際に前のことをしっかりまとめて、みて、次の方針を立てていくので、これは5期目に入って、10年毎に次の存続期間というか、指定を決めていかれるのだと思うんですけど、こういった巡視をされた時の報告等は、専門委員会の中で確認をされているものなのか、「定期的に」というのはどのくらいのことをいうのかお聞きしたいと思います。

平林議長

説明をお願いします。

佐藤室長

巡視の頻度ということになるかと思います。

それぞれの鳥獣保護区について、大きな問題があった場合については、問題点を洗い出すためにまとめをする場合もございます。また、形を大きく変更する場合にも検討する場合がございますけれど、鳥獣保護区は狩猟ができない区域でしかなく、ある意味、禁猟区であり、それ以外の機能は持っていません。その中で特別保護地区については、一部分、土地改変等に規制がかかりますし、その場合はまとめる必要がありますが、今回の2地域については近年土地改変が行われておりませんので、特にまとめていないのが実態であります。

あと、巡視の問題についてですが、特に万古川につきましては、非常に奥まった、ある意味秘境のような所であり、巡視していただく方は鳥獣保護管理員といいまして、県で委嘱している非常勤の方が年間30日活動していただくことになっており、この中で見回っていただくこととなります。

また、姫川源流については、それだけではなく、姫川源流自然探勝園ということで、地域の観光施設というか自然を観察するエリアということで、町の管理も入っております。町の関係者の皆さん、地域の関係者の皆さんも見回っていただけているということでございます。

平林議長

同じことになるかもしれませんが、私の方からも質問をさせていただきます。

今、才川委員のおっしゃったように、見直しについて、「これでいいのかな」と、私も個人的に思っております。例えば、有明については、10年間鳥獣保護区であったものを、10年前に狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定してきたということで、この間にシカ等の捕獲を実施してきて10年経っているわけですね。今度は黒沢山林に

ついて、今まで鳥獣保護区だったところを今度新たに狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定しようとしています。ちょうど10年前に、同じことで切り替えたところが、どういった効果があったのか、あるいは、区域を変えたことによって、どのような状態になったのかという事実を整理して、それで、その事実を踏まえて、黒沢山林も同じ指定区分に持っていきたいという議論であれば、私は問題ないかと思うのですけれども。

これは、新たに「鳥獣保護区であったものを狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定しましょう」といっても、根拠になるものが何もないと、ここで「ああそうですか」と聞くしかないと思いますが。詳しいところは専門委員会でご議論いただくということになるかと思いますが、その辺のポイントを落とさずに是非、ご議論をしていただきたい。というのが私からのお願いです。

それから10年という単位で行っているといいますけれども、5年で一度見直すのがいいのか、あるいは20年がいいのか、その辺も少し検討かとも思います。今までずっと10年で来ていますし、今回も10年で案が出てきていますが、場合によっては環境変化が大きいような所は5年で見直すというような必要が出てくるのではないかと思います。期間についてもご議論いただきたいと思います。

万古川ですが、地元の方からは条件付きで賛成というのが3件出ていますが、これについては、国定公園というしぼりがありますので、このようなご意見にはどのように対応していくのか。その辺についても、今後このような案件が多くなった時にどのように対応していくのかということも少し考えながら、同じ再指定区分でも先を見て考えていただきたいと思います。

以上3点について、専門委員会でご議論していただきたいと思います。他いかがですか。

大和田委員

私はこの審議会は今年からなので、昨年度に説明があったのかもしませんが、県全体の鳥獣保護区とかこれに関する指定の現状がどうなっていて、課題、方向性について説明いただいたうえで今年はこの4つを変更するというような説明があると理解しやすいと思いました。先日、県の環境政策の自然環境保全という項目を見ていたのですが、その主な取組で農山村の多面的機能の維持と環境保全の項目がありまして、その中に野生鳥獣の被害集落の総合的な対策により被害は7年連続で減少したと書いてありました。そういったこととこれは関係してくるんだろうなと思うのですが、全体を俯瞰した中でこれはどういう位置付けの変更なのかご説明いただきますとありがたいです。

佐藤室長	<p>この計画につきましては、昨年度、諮問させていただきました長野県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づいて計画的に進めているところでございますので、また、長野県第12次鳥獣保護管理事業計画の概要を配布させていただくような形で説明させていただくことで検討したいと思います。</p>
平林議長	<p>ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。他いかがでしょうか。</p>
打越委員	<p>小さなリクエストなんですけれども、専門委員会の方々は現地に行かれるということなので、現地の風景の写真を撮ってこられるだろうと思うんですけど、それを白黒印刷にしたら全然分からないだろうし、カラー印刷で配るのもお金がかかることを思えば、もし、最終的に答申を出す9月に現地の様子をパワーポイントで見せてもらえれば「ああ、なるほど。これなら特別保護地区ということが分かるね」とか「こういう距離感でシカ・イノシシが問題になっているんだね」とか分かるので、スライドをお願いできますか。</p>
佐藤室長	<p>検討させていただきたいと思います。</p>
平林議長	<p>ありがとうございます。他いかがでしょうか。</p>
備前委員	<p>3ページの平成29年度鳥獣保護区等指定計画位置図について、今回チョイスされているわけですが、この面にでてるのは調べてこなくて恐縮ですけれども、今の県で指定しているところがここなのか。今年度だけこうやっていくのか。これが現在の長野県の鳥獣保護区の全てなのか教えてください。</p>
佐藤室長	<p>現時点での鳥獣保護区の指定状況であります。このうち、黒枠で囲ってあるところが、今回再指定等を行うところであります。</p>
備前委員	<p>そうしますと、前段の話で、じゃあ何か所あってという風に全体を俯瞰してみたいと思うわけですね。全県で何か所あり、それぞれの指定面積がどうなっているのか、そういう資料を出していただいたほうがより分かりやすくなるんじゃないかと思うのでお願いしたいと思います。</p> <p>それから、先ほど10年で再検討ということなんですけれども、この委員会に毎年毎年そういう形で出てくると思うんですが、そういう長期的な計画ってどのようになっているんでしょうか。</p>

佐藤室長	<p>昨年度更新しました長野県第12次鳥獣保護管理事業計画というのが基本計画としてございまして、その中に5年毎に見直すようになっておりまして、指定、再指定、変更等の計画が記載されております。必要でしたら資料などお送りしたいと思います。</p>
備前委員	<p>お願いしたいと思います。あと、要望なんですけれども、それぞれの地図ですね、スケールを入れるべきかと思っておりますのでよろしくお願いします。</p>
平林議長	<p>他いかがでしょうか。中山委員さん。</p>
中山委員	<p>私、野生動物行政に疎くて、記憶が定かではないのですが、鳥獣保護区の指定期間10年、20年というのは、確か一般的には10年で、さらには20年というのもあるのですが、短くしすぎるとトレンドが見えなくなってしまって難しいのだと思います。今回の指定の場所については小規模なものですので、10年くらいが通常だと思います。全国的にみてもこれが普通かなと思います。</p>
佐藤室長	<p>実は法律で「20年を限度として定めなさい」という規定がございまして。とはいえ、長野県としては、20年は長すぎるということで、一般的に10年をベースとしてやらせていただいております。ただし、地域の変化が激しいですとか、地域のでん承が万全ではないような地域については5年という指定の仕方をしているところもございまして。</p>
中山委員	<p>ちなみに国が指定しているものは20年が通常です。規模が大きくなりますので。</p>
平林議長	<p>他に意見はありませんか。それでは最後に私からもう一言。 それぞれ地区で、生息する鳥獣類ということで、生息種がリストになっていますけれども、例えば10年前がどういう状況だったか、今はどうなのか、ここに載っているデータはいつのものなのか、ということが全く分からないので、判断のしようがないのが正直なところ。今、中山委員がおっしゃいましたが、長期的に見ていくのであれば、長期的なトレンドが分かるようなデータの示し方、あるいはそういったものをベースにして専門委員会で議論いただかなくてはいけないと思います。ここは環境審議会の場なので、専門的にやっていただくところは専門委員会でやっていただければいいのですが、そういう議論を是非、活発にやっていただきたいと思っております。是非、その結果を報告願います。</p>

佐藤室長	<p>専門委員会の設置が認められましたら、その旨お話をしていきたいと思います。</p>
平林議長	<p>ありがとうございます。他にご意見等ございますか。 それでは、他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮り致します。 本件につきましては、幹事からの説明にもありましたように、さらに専門的に検討していく必要があると思われまますので、専門委員を任命して、調査・検討を行い、検討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度ここで審議をしていくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
平林議長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、本件につきましてはそのように決定いたします。 以上をもちまして、本日予定しておりました議事は終了いたしました。全体を通じて、何かご意見・ご質問等はございますか。 よろしければ、以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。</p>
司会	<p>平林会長さん、委員の皆様、ありがとうございました。 以上をもちまして平成29年度 第2回環境審議会を閉会いたします。 なお、次回の審議会は9月～10月の間で予定をしております。詳細の日程につきましては、また各委員のみなさま調整の上、改めてご案内をさせていただきます。 以上でございます。本日はありがとうございました。</p>